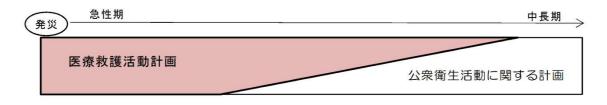
第1 災害医療計画策定の目的

この計画は、南海トラフ巨大地震等により愛知県内で甚大な被害が発生することを想定し、西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議の体制、災害医療コーディネーター始め岡崎市、幸田町及び地元三師会等の連携と情報共有体制、急性期の負傷者の搬送体制や中長期における慢性疾患患者等の受入れ体制、医薬品等の確保策など、大規模災害時の災害医療を円滑に実施するための総合的な計画として、地域医療救護活動計画を定めたものである。

また、この計画は、必要な都度見直し、修正を行い大規模災害に備えるものとする。

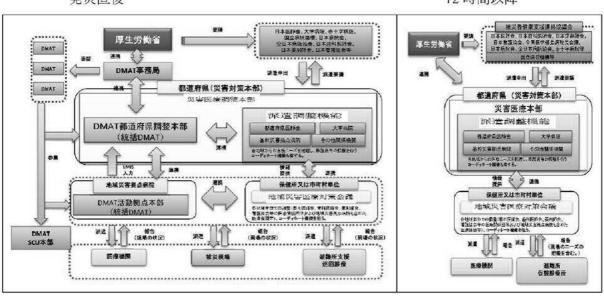
第2 災害医療計画の位置づけ

発災直後の急性期から避難所が設置されている中長期の間の総合的な医療救護活動を定める。



イメージ図

発災直後 72 時間以降



第3 大規模災害における対応

1 愛知県災害医療調整本部(愛知県)の役割

愛知県は、震度 6 強以上の地震が発生した場合、若しくは、県内に災害が発生して、全県的な調整が必要となった場合、愛知県災害対策本部及び医療に特化した愛知県災害医療調整本部、愛知県 DMAT (災害派遣医療チーム) 調整本部を設置する。

愛知県災害医療調整本部の役割

愛知県災害医療調整本部は、愛知県健康福祉部保健医療局長を本部長として愛知県災害対策本部の下に愛知県本部災害医療対策コーディネーターを招集し、愛知県医師会、愛知県歯科医師会、愛知県薬剤師会、愛知県看護協会、愛知県病院協会、その他関係機関に対して職員の派遣を要請し、全県域を対象とした医療資源の配置調整及び患者搬送調整に関すること、国や他都道府県等に対する医療支援の要請及び受入れと、その派遣調整に関すること、地域災害医療対策会議の支援に関すること、その他、上記に必要な情報の収集・分析、調整を行う。

愛知県 DMAT 調整本部の役割

愛知県健康福祉部保健医療局長は、県内において大規模災害等が発生して DMAT が活動を行う場合で、その指揮統制が必要であると判断する場合に、愛知県災害医療調整本部が設置されている場合には災害医療調整本部の下に、設置されていない場合には愛知県健康福祉部保健医療局の下に、県内で活動する全ての DMAT を統括する DMAT 調整本部を設置する。

愛知県保健医療局長は、本部災害医療コーディネーターの内、厚生労働省に登録された統括 DMAT 登録者の中から、DMAT 調整本部責任者を任命するとともに、その業務を支援するため、県内の DMAT 指定医療機関に対して DMAT の派遣を要請するとともに県内で活動するすべての DMAT の指揮及び調整を行い、DMAT 活動拠点本部、DMAT・SCU(広域医療搬送拠点)本部の設置、指揮、調整を行い、県内で活動するDMAT、医療機関へのロジスティック)に関すること、地域医療搬送(域内搬送)における受入病床及び搬送手段の確保、調整に関すること、へりの運航に関わる調整に関すること、厚生労働省との DMAT についての情報共有、DMAT の撤収及び追加派遣の必要性の判断、その他必要な情報の収集・分析・調整を行う。

2 西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議(西尾保健所)の役割

西尾保健所は、2次医療圏内で震度6弱以上の地震が発生した場合、若しくは、災害が発生して2次医療圏として医療に関する調整が必要となった場合に、西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議(呼称=岡崎幸田災害医療対策本部)を、原則、災害急性期においては岡崎市民病院に、中長期には岡崎市保健所に設置する。

※西三河南部東医療圏では、地域災害医療対策会議の名称を「岡崎幸田災害医療対策本部」とし、 西尾保健所長を本部長とする要領を制定しています。ただし、本計画における表記については、 「西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議」で統一しています。

西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議の役割

西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議は、西尾保健所長を議長とし、西三河南部東医療圏地域災害医療コーディネーターの助言に基づき管内の災害拠点病院、岡崎市、幸田町、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、その他関係機関と協力し、西三河南部東医療圏内における医療資源の配置調整及び患者搬送調整、医療機関、市町の医療支援に関すること、愛知県災害医療調整本部に対する医療支援の要請、DMAT活動拠点本部との連携、その他必要な情報の収集・分析、調整を行う。

主な業務内容は下記のとおりである。

記

- ① 地域の被災状況(生活インフラ、医療機関、救護所、避難所)の把握
- ② 医療機関における診療・入院患者受け入れの可否及び受け入れ可能患者数の把握
- ③ 支援の必要な医療機関の状況を把握
- ④ 支援の可能な医療資源の状況(医療チーム、医薬品等の提供可能数 等)の把握
- ⑤ 医療ニーズ等の分析
- ⑥ 支援内容の決定(医療チームの配置、医薬品の供給、患者搬送等)
- ⑦ 愛知県災害医療調整本部との情報共有、支援要請
- ⑧ 愛知県災害医療調整本部から派遣される医療チームの受入れ・配置の調整
- ⑨ 医薬品等調達・供給の調整
- ⑩ 患者搬送の調整
- ① 移動手段確保の調整

3 西三河南部東医療圏地域災害医療コーディネーターの役割

西三河南部東医療圏における災害時の圏域内の医療情報の収集・分析を行い医療提供体制の 統括及び調整等を行なうとともに、西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議において専門的な 立場から議長に対して助言を行う。

4 市・町の役割(例示)

岡崎市、幸田町は、「東海地震に関連する警戒宣言等」が発令された場合又は震度6弱以上の地 震発生直後、または市町が必要と判断した場合は、岡崎市地域防災計画・幸田町地域防災計画に 基づき市町の災害対策本部及び医療救護所を市町内に設置する。(なお市・町内で医療に関する 調整が可能な場合は、各市町で災害に対応する。)

災害対策本部

市町は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と協力し、医療救護所等の状況等を集約、活動を指示、医薬品及び応急救護用の資機材の過不足状況を把握し、不足分供給のための連絡調整、その他上記に必要な情報の収集・分析、調整に関することを行う。

医療救護所

市町は、各市町の災害医療等の計画に基づき必要に応じて医療救護所を開設し、医師会等から派遣される医療チーム等と協力して、急性期の患者トリアージ及び軽症者に対する処置及び重症者、中等症者に対する収容を伴わない初期救急医療に相当する応急処置、災害拠点病院又は後方支援病院等への収容指示、死体の検案、医療救護活動の記録を行う。

5 地区医師会(例示)

地区内の会員、職員の安否を確認し、建物等の被災状況の把握、管内の被災情報の収集及び必要に応じて地域災害医療対策会議に要員を派遣し、地区行政・管轄地域関係団体等と情報交換を行い、人工透析、人工呼吸器使用者、周産期、高齢者、重症患者等の状況把握に協力し、発災直後からDMAT等の到着前における被災地域での医療行為を各市町の地域防災計画(災害医療等の計画)に基づき実施する。

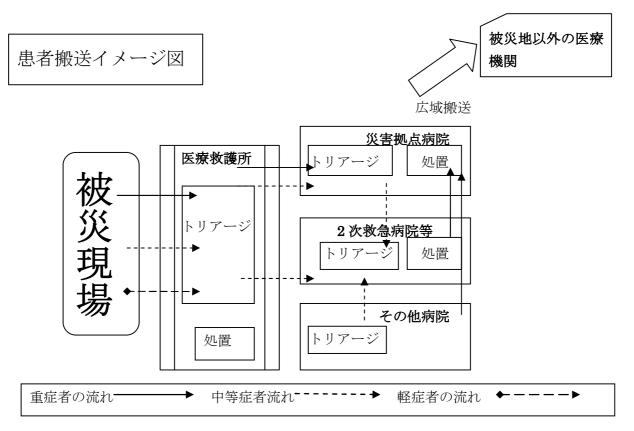
6 地区歯科医師会(例示)

医療救護所で緊急性がある、う触・歯髄炎、智歯周囲炎等の急性炎症がある歯科疾病に対する対応及び歯科的所見から死亡者の身元の確認を行う、避難所において口腔ケアなど歯科保健活動を各市町の地域防災計画(災害医療等の計画)に基づき実施する。

7 地区薬剤師会(例示)

医療救護所にて医薬品の管理保管及び調剤や服薬指導ならびに医師等に対して医薬品の選択や同種同効薬についての助言を行なうとともに、一般医薬品の保管・管理及び被災者への供給ならびに住民に対する医薬品や健康に関する相談、衛生管理及び防疫対策などを各市町の地域防災計画(災害医療等の計画)に基づき実施する。

第4 医療機関の役割(原則)



1 災害拠点病院(原則)

災害拠点病院本来の業務を実施し、主として重症者、中等症者の処置及び収容を行う。

発災後から愛知県 DMAT(災害派遣医療チーム)調整本部が主として機能している 72 時間の間は、愛知県 DMAT 調整本部との情報共有を、EMIS(広域災害救急医療情報システム)等を通じて行う。

病院の医療スタッフは、既存病院のスタッフをもって充てるが、病院等の要請により医師会員、他 団体からの応援者等を充て、下記の内容の業務を行う。

※西三河南部東医療圏では、岡崎市民病院が災害拠点病院に指定されている。

記

- ① 病院内での重症者、中等症者、軽症者、死亡者の振分け
- ② 病院外からの重症者、中等症者の処置と収容
- ③ 病院内での死体の検案
- ④ 医療救護活動の記録
- ⑤ EMIS 等を利用し地域災害医療対策会議と情報共有
- ⑥ 患者の他圏域への搬送の必要性を判断し各市町を通じて西三河南部東医療圏地域災害医療 対策会議に報告を行う。
- ⑦ 病院が被災等により災害拠点病院及び2次救急病院としての機能に支障を生じたと認める場合は、直ちに各市町災害対策本部にその状況を報告し、医療救護活動に必要な措置を要請する。

2 2次救急病院等(原則)

主として中等症者及び容体の安定した重症者の処置・収容を行う。

病院の医療スタッフは、既存病院のスタッフをもって充て、下記の内容の業務を行う。

※西三河南部東医療圏では、2次救急病院(岡崎南病院、宇野病院、北斗病院)以外に2病院 (三島内科病院、冨田病院)を後方支援病院に指定している。

記

- ① 病院内での重症者、中等症者、軽症者、死亡者の振分け
- ② 病院外からの中等症者の処置及び容体の安定した重症者の処置・収容
- ③ 病院内での死体の検案
- ④ 医療救護活動の記録
- ⑤ EMIS 等を利用し岡崎市、幸田町及び西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議と情報共有
- ⑥ 患者の市外への搬送の必要性を判断し、西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議に報告 を行う。

3 その他の病院

その他の病院は下記の通り役割を分担し活動を行うこととする。

(1) 専門医療を担う病院(原則)

災害時において、医療機関の維持が求められる小児医療、周産期医療、精神医療及び透析 医療を行う病院は、既存のネットワーク等の連携体制も活用して、災害時に不足する医療機能の 確保に努める。

病院の医療スタッフは、既存病院のスタッフをもって充て、下記の内容の業務を行う。

※西三河南部東医療圏には、専門医療を担う病院として、小児医療、周産期医療はエンジェルベルホスピタル、精神医療は三河病院、羽栗病院、京ケ峰岡田病院、透析医療は葵セントラル病院、中部岡崎病院がある。

記

- ① 病院内での重症者、中等症者、軽症者、死亡者の振分け
- ② 病院外からの小児医療、周産期医療、精神医療及び透析医療の患者の処置・収容
- ③ 病院内での死体の検案
- ④ 医療救護活動の記録
- ⑤ EMIS 等を利用し各市町及び西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議の情報共有
- ⑥ 患者の他病院への搬送の必要性を判断し、西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議に 報告を行う。

(2) 上記以外の病院(原則)

その他の病院は、病院の医療スタッフは、既存病院のスタッフをもって充て、下記の内容の業務を行う。

記

- ① 病院内での重症者、中等症者、軽症者、死亡者の振分け
- ② 病院外での死体の検案
- ③ 病院外からの中等症者の処置
- ④ 医療救護活動の記録
- ⑤ EMIS 等を利用し各市町及び西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議の情報共有
- ⑥ 患者の他病院への搬送の必要性を判断し、西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議に 報告を行う。

4 診療所等

(1) 専門医療を担う診療所(原則)

透析医療機関、産婦人科は原則として診療を継続する。

診療を継続する透析医療機関、産婦人科診療所の医療スタッフは、既存診療所のスタッフをもって充て、下記の内容の業務を行う。

記

- ① 診療所での重症者、中等症者、軽症者、死亡者の振分け
- ② 診療所内での死体の検案
- ③ 市町及び地区医師会等との情報共有
- ④ 患者の他病院への搬送の必要性を判断し、西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議に報告を行う。

(2) 上記以外の診療所(原則)

診療所のスタッフは、診療所内の状況把握(トリアージを含む)を行った後、地区医師会の指示のもとに医療救護活動に従事する。

第5 情報収集と伝達体制

1 情報収集提供体制

電話番号等一覧については下記の通りである。

(1) 愛知県

① 西三河南部東医療圈地域災害医療対策会議(西尾保健所)

	番号	ISDN 番号	FAX 番号
衛星電話			
KDDI BGAN	772581766	782491766	782501766
エクスプローラー700			
衛星携帯電話			
NTTdocomo	090-9028-5759		
ワイドスターⅡ			

[※]岡崎市民病院内に設置

② 西尾保健所

防災無線FAX	無線発信番号-8113-11		
	番号	番号	番号
防災無線	無線発信番号	無線発信番号	無線発信番号
	-8113-31	-8113-32	-8113-33
災害時優先携帯電話	090-5006-8610		

③ 愛知県災害医療調整本部(設置場所調整中)

防災無線FAX		調整中	
防災無線	番号	番号	番号
	調整中	調整中	調整中
衛星電話	番号	ISDN 番号	FAX 番号
KDDI BGAN エクスプローラー700	772581764	782491764	782501764
衛星携帯電話 NTTdocomo ワイドスター II	080-2628-1052		

(2) 管内各市

① 岡崎市災害対策本部(医療救護部門を兼ねる)

防災無線FAX	無線発信番号-702-6618
防災無線番号	無線発信番号-702-6717
衛星携帯電話(ワイドスター 他)	080-1575-9265他6台(防災危機管理課)
災害時優先電話	0564-23-6777(防災危機管理課)
災害時優先携帯電話	090-1477-3087(保健総務課)
火 古 · N 俊 儿 沙 印 电 印	080-2614-0059(保健総務課)
岡崎市無線(代表番号)	無線発信番号-702-6000
岡崎市デジタル地域防災無線	100(防災危機管理課 統制台)
同門はアンプルでの数例外無例	600~602(防災危機管理課 携帯型)

② 幸田町災害対策本部(医療救護部門を兼ねる)

防災無線 FAX	無線発信番号-765-1150
防災無線番号	防災無線番号-765-2-371
衛星携帯電話(KDDIイリジウム)	8816-2345-2506
災害時優先電話	(0564)62-2133, 62-1111, 62-1112,
次日··· 後九电山	62-1113,62-1114
幸田町無線(代表番号)	無線発信番号—62-1111

(3) 消防

① 岡崎市消防本部

防災無線FAX	無線発信番号-8301-11
防災無線	無線発信番号-8301-31

②幸田町消防本部

防災無線FAX	無線発信番号-8330-11
防災無線	無線発信番号-8330-31

2 EMIS(広域災害救急医療情報システム)等のインターネットを利用した情報について

災害発生時及び医療救護活動中の情報提供について、各団体のインターネットを経由した情報については下記の通りとする。

EMIS ホームページアドレス

https://www.wds.emis.go.jp/

(ログインID及びパスワードは愛知県より各機関に周知しております。)

愛知県高度情報通信ネットワーク(西尾保健所・岡崎市保健所・幸田町・市町消防)

http://cv005001.bousai.pref.aichi.jp/mainmenu/servlet/mainmenu

記

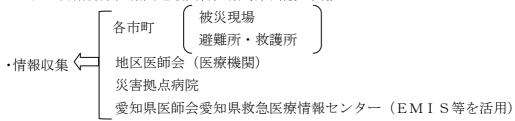
- ① 病院は EMIS を利用し病院内の被災情報を入力する。
- ② 各医療救護所の情報は、市町の担当者又は派遣された DMAT 等医療チームスタッフが入力する。
- ③ 各市町は避難所の様子を防災情報システムに入力する。
- ④ EMIS及び防災情報システムに入力する情報は各様式により入力を行う。

3 情報の管理

下記の図は収集する情報を、発生の時期ごとに3期(①発生から72時間程度まで・②72時間から5日目程度まで・③5日目以降)に分けて提供、収集する情報の一覧である。

〈① 発生から72時間程度まで〉

西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議の開催



主な情報

場所	情報の内容
被災現場	震度分布、浸水区域 (津波)、死負傷者数、全半壊家屋数、避難者数
	道路の通行止め区間、鉄道運行、通信途絶区域、停電区域、断水区域
避難所	避難者数、食料品・燃料・ライフラインの状態、
救護所	予定呼集職員数、現状職員数、受診者数、
	医療資材・医薬品・燃料・ライフラインの状態、
地区医師会	医療能力(※1)、備蓄および供給能力(※2)、ライフラインの状態、通信能力、
(医療機関)	入院患者や職員たちなどの人的被害状況
災害拠点病院	受診者数、医療能力、備蓄および供給能力、通信能力、ライフラインの状態およ
火音拠点物院	び復旧能力、入院患者や職員たちなどの人的被害状況、DMAT 活動状況

主な情報

場所	情報の内容
県災害医療 調整本部	各市町村、地区医師会、災害拠点病院からの収集情報
各市町村	地区医師会、災害拠点病院からの収集情報
地区医師会	各市町村、災害拠点病院からの収集情報
災害拠点病院	各市町村、地区医師会からの収集情報

※1 医療能力:最大限収容可能なベッド数、施行できる緊急手術の内容・件数、施行可能な 放射線検査および血液・生化学検査の内容、医師・看護師・職員の当直者数 と非常呼集可能な職員数と所要時間、ICU および一般病棟での重症患者管理 能力など

※2備蓄及び供給能力:医療資材・医薬品・医療ガス、食料品・燃料、追加可能な入院ベッド等

医療の調整

愛知県災害医療調整本部・西三河南部東圏域地域災害医療対策会議・各市町医療救護本部

〈② 72 時間から5日目程度まで〉

•情報収集 💆

地区医師会 (医療機関)

DMA T活動拠点本部(災害拠点病院)

愛知県医師会愛知県救急医療情報センター(EMIS等を活用)

主な情報

場所	情報の内容
被災現場	道路の通行止め区間、鉄道運行、通信途絶区域、停電区域、断水区域、感染症
	発生状況やその兆候等
21位 故化古丘	避難者の状況、食料品・燃料・ライフラインの状態、災害時要援護者の状況、
避難所	感染症発生状況やその兆候等
救護所	職員数、受診者数、医療資材・医薬品・燃料・ライフラインの状態、患者搬送
	状況
地区医師会	医療能力、受診者数、備蓄および供給能力、ライフラインの状態、患者受入状
(医療機関)	况、患者搬送状况、通信能力
公中和上中内	医療能力、受診者数、患者受入状況、備蓄および供給能力、ライフラインの状
災害拠点病院	態、通信能力
愛知県災害医	医療チーム及び医療ボランティアの供給状況、保健活動を推進するための人
療調整本部	的・物的供給状況

県災害医療調整本部

各市町 被災現場

避難所・救護所

•情報提供[

地区医師会 (医療機関)

DMA T活動拠点本部(災害拠点病院)

愛知県医師会愛知県救急医療情報センター(EMIS等を活用)

主な情報

場所	情報の内容
愛知県災害医 療調整本部	各市町村、地区医師会、医療機関、災害拠点病院からの収集情報及び感染症発生 状況やその兆候等
各市町村	地区医師会、医療機関、災害拠点病院、県災害医療調整本部からの収集情報
地区医師会	各市町村、医療機関、災害拠点病院、県災害医療調整本部からの収集情報
災害拠点病院	各市町村、地区医師会、医療機関、県災害医療調整本部からの収集情報

〈③ 5日目以降〉

・情報収集(一) 市町村(避難所・救護所) 地区医師会(医療機関) 医療機関

主な情報

場所	情報の内容
避難所	避難者の状況、食料品・燃料・ライフラインの状態、災害時要援護者の状況、 感染症発生状況やその兆候等、防疫活動状況
救護所	職員数、受診者数、医療資材・医薬品・燃料の状態、
地区医師会 (医療機関)	医療能力、受診者数、受入患者数、備蓄および供給能力の状態
愛知県災害医 療調整本部	医療チーム及び医療ボランティアの供給状況、保健活動を推進するための人 的・物的供給状況



-県災害医療調整本部 愛知県救急医療情報センター (愛知県医師会)

主な情報

場所	情報の内容
愛知県災害医 療調整本部	各市町村、地区医師会、医療機関からの収集情報及び医療救護所や避難所における心のケアチームによる活動及び保健活動状況、感染症発生状況やその兆候等、 防疫活動状況
各市町村	地区医師会、医療機関、県災害医療調整本部からの収集情報
地区医師会	各市町村、医療機関、県災害医療調整本部からの収集情報

第6 受入医療救護チーム

1 DMAT(災害派遣医療チーム)活動

DMAT は、医師、看護師、業務調整員(医師・看護師以外の医療職及び事務職員)で構成され、 大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期(おおむね 48 時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームで、現場の医療だけでなく、災害時に多くの患者さんが運ばれる、被災地の病院機能を維持、拡充するために、病院の指揮下に入り病院の医療行為を支援させて頂く病院支援や、大地震で多数の重症患者が発生した際に、平時の救急医療レベルを提供するため、被災地の外に搬送する、広域医療搬送など、機動性、専門性を生かした多岐にわたる医療的支援を行う。

西三河南部東医療圏内では、岡崎市民病院がDMAT指定医療機関です。

2 医療救護チーム活動(JMAT)

医療救護チームは、医師や看護師、薬剤師、事務調整員等で構成され、救護所での診療や巡回 診療などを実施し慢性期医療を担当します。 被災地の地元医療・保健機関にスムーズに引継ぎ、 地元の医療体制再建の助力となることを最終目的としています。

日本医師会がその任を担う。

3 心のケアチームの活動

心のケアチームは、既存の精神医療システムの機能の支援を行うため、地域精神医療機関の機能支援として外来、入院診療の補助、代行を行い避難所、在宅の精神障害患者への対応を支援する。また震災のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民や地域の医療従事者、被災者のケアを行っている職員の精神ケアを行う。

西三河南部東医療圏内では、西尾保健所及び岡崎市・幸田町がその任を担う。

4 災害支援ナースの活動

災害支援ナースは、被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う看護職のことであり、原則として被災した医療機関、社会福祉施設、避難所で、活動を行う。

日本看護協会がその任を担う。

5 支援薬剤師の活動

支援薬剤師は、医療救護所にて医薬品等の在庫管理、医師や看護師等に医薬品使用に関する 情報提供、使用薬と効能の聞き取りを行い、調剤及び服薬指導を行う。

また、避難所にて一般用医薬品の分類、管理、供給を行い、支援医薬品等集積所にて、集積医薬品等の保管、管理、地域災害対策会議等からの要望に応じた医薬品等の供給、不足医薬品等の発注、行政担当者への連絡を行う。

単なる調剤や服薬指導にとどまらず医師等に対して医薬品の選択や同種同効薬についての助言 を行うなど、医薬品の適正使用に貢献する幅広い活動を行う。

愛知県薬剤師会がその任を担う。

6 保健師の活動

災害時の保健活動を的確及び効果的に実施するために、災害時要支援者の確認、健康福祉ニーズの把握のための健康調査、被災によるこころのケアに関する調査、孤独死予防のための健康調査、被災後、在宅において生活する住民に対する健康相談、地域の環境・衛生・健康等のニーズを集約・分析する役割を担う。

西三河南部東医療圏内では、西尾保健所及び岡崎市、幸田町がその任を担う。

第7 医薬品等の確保体制

医療救護所、災害拠点病院、2次救急病院等における不足医薬品等及び輸血用血液の確保については、次のとおりとする。

1 医薬品等の確保

- (1) 医薬品等の不足が生じた場合は、速やかに岡崎市、幸田町に必要な医薬品等の数量を報告する。市町は、薬剤師会等からこれを調達する。
- (2) 前項の規定による調達が困難な場合、市町は西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議通じて愛知県災害医療調整本部に供給を要請する。
- 2 輸血用血液の確保
- (1) 岡崎市、幸田町は、市町内の病院の輸血用血液の保有状況を把握する。
- (2) 輸血用血液の供給を要請する場合は、市町に輸血用血液の必要量を連絡し、市町内の病院間の調整を行い、調達が困難な場合、市町は西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議を通じて愛知県災害医療調整本部に供給を要請する。
- 3 医薬品等及び輸血用血液の輸送

医薬品等及び輸血用血液は、薬剤師会、医薬品卸売業者、愛知県赤十字血液センター献血ルームによる輸送を原則とし、輸送困難な場合は、岡崎市、幸田町は西三河南部東医療圏地域災害 医療対策会議を通じて愛知県災害医療調整本部に、緊急車両の出動を要請する。

第8 傷病者等の搬送体制

傷病者の搬送は、被災場所の傷病者数、応急救護所、災害拠点病院、搬送手段等を考慮し、医師又は DMAT、避難場所運営班、地区自主防災組織等の現場責任者の指揮により効率的に実施する。岡崎市、幸田町での対応が不可能な場合は、西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議に要請する。

- 1 搬送区分及び主な搬送方法
- (1) 被災場所から医療救護所等への搬送
 - ア 自主防災組織
 - イ 避難場所にいる住民
- (2) 医療救護所から災害拠点病院及び2次救急病院等への搬送
 - ア 救急車
 - イ 救急用臨時車両
 - ウ公用車
 - エ 自主防災組織又は避難場所にいる住民 (災害拠点病院及び2次救急病院等が至近距離にある場合)
- (3) 救急車等の通行が不能の場合には、自主防災組織又は避難場所にいる住民により 担架等を使用して災害拠点病院又は2次救急病院等へ搬送
- (4) ヘリコプターによる搬送

岡崎市、幸田町の救護施設の被害の程度により、西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議を通じてヘリコプターの出動を要請し、県内外他市町村の医療機関へ搬送する。

- 2 傷病程度別搬送方法
- (1) 重症者

救急車、一般車両、救急用臨時車両による搬送を行うが、被災状況により、ヘリコプターでの 搬送を行う。

(2) 中等症者

救急車、一般車両、救急用臨時車両による搬送を行うが、被災状況、地域により人力での 搬送を行う。

(3) 軽傷者

人力での搬送

家庭救護

自主防災組織等の自主的救護

第9 公衆衛生対策

1 保健活動

(1) 愛知県災害医療調整本部(愛知県)の役割

県は、保健所を後方支援し、国や他県などと連携を図りながら、広域的・総合的な視点から県内の情報の発信・収集や関係部署・関係機関との連携及び調整、保健師派遣要請、受入れ体制整備・調整を行う。

- (2) 西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議(西尾保健所)の役割 保健所は、岡崎市、幸田町の情報収集・分析・関係機関の情報発信、結核・難病・精神疾患等 要援護者の健康状態の把握と支援、県との連携及び調整を行う。
- (3) 岡崎市、幸田町の役割(例示)

岡崎市、幸田町は、中長期に亘り住民に対する直接的な健康支援や地域の再建に向けた取り組みとして、被災地の情報収集・分析・関係機関への情報発信、災害時要援護者の支援、保健所等への保健師派遣要請と情報提供を行い、通常業務の再開への調整を行う。

※詳しくは、愛知県災害時の保健師活動マニュアルを参考にする。

2 歯科口腔保健

(1) 愛知県災害医療調整本部(愛知県)の役割

県は、愛知県災害対策本部等と連携を図りながら、災害の規模や被災状況を把握し歯科保健医療に関する情報の統括、歯科保健医療救護班の派遣に係る連絡調整、口腔支援チームの派遣調整、口腔衛生物資の提供に関する連絡調整を行う。

(2) 西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議(西尾保健所)の役割 岡崎市、幸田町の災害対策本部、地区医師会及び地区歯科衛生士会と連携し、歯科医療ニーズを詳細かつ正確に情報収集を行い県との連携及び調整を行う。

※詳しくは、愛知県災害時口腔ケア支援活動ハンドブックを参考にする。

3 心のケア活動

(1) 愛知県災害医療調整本部(愛知県)の役割

愛知県災害対策本部、愛知県災害医療調整本部との連絡調整を行い、また精神障害者の情報 収集・ニーズ把握、入院患者の転院調整を行う。国に心のケアチーム派遣要請を行い心のケアチームの受入れ及び編成準備及び派遣また心のケア対策会議を開催し相談電話を設置する。

(2) 西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議(西尾保健所)の役割

避難所の住民について情報収集及び保健所が把握している要援護者の安否を確認し医療機関の被災状況の情報収集及び西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議との連携及び人的支援の要請と調整を行う。また市町からの心のケアチームの派遣要請を受け、心のケアチームの派遣依頼を愛知県こころの健康推進室に報告し心のケアチームのコーディネートを行う。

(3) 岡崎市、幸田町の役割(例示)

避難所等の運営を通して、障害者施設、医療機関等関係施設の被災状況の情報収集を行い、 避難所での健康相談及びメンタルヘルス不調者のスクリーニングを行うことで精神障害者の現状 把握及び心のケアチームの保健所への派遣依頼を行う。

※詳しくは、愛知県災害時の心のケア活動手引きを参考にする。

4 感染症対策

西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議(西尾保健所)は、感染症発生の早期発見と予防対策及び感染症拡大防止対策として、咳等の症状のある人の早期発見に努め症状がある方に申し出るよう周知する。

また、「咳エチケット」の励行や迅速な排泄物・吐物処理等感染源を早期に排除やマスク着用、手洗い励行等一般的な感染症予防に努めるよう周知を関係位医療機関と協力して実施する。

※詳しくは、愛知県災害時における生活環境安全対策マニュアルを参考にする。

5 食中毒対策

西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議(西尾保健所)は、使用水の衛生確保として飲用に は原則、飲料水(ペットボトルの水(清涼飲料水)や給水車で飲用として供給される水等)を使用し、 調理従事者等の健康状態を確認し、手洗い指導を行う。

また食器等を使用する場合は原則、使い捨て容器を用意し、支援物資は、腐敗や、ねずみ・衛生 害虫等による危害を防止するため、乾燥した冷暗所に、床から10cm以上の高さで、袋や箱に収納 して保管する。また被災者が支援物資を長期保管し、賞味期限切れの物を喫食しないように注意勧 告を行う。

また食物アレルギーのある人や糖尿病等で食事制限が必要な人等から相談を受けた場合には、 一般的な支援物資と区別した特殊食品等の管理や保管を関係機関と協力して実施する。

※詳しくは、愛知県災害時における生活環境安全対策マニュアルを参考にする。

6 水道衛生対策

西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議(西尾保健所)は、避難所に飲料水を供給するために使用される貯水槽の被害状況を確認し、近隣の給水拠点から非難所への飲料水を安全に搬送するための経路を確保し飲料水は適切な場所に保管し、汲み置きの水には、容器に飲用の可否及び給水日を表示するよう指導する。

また飲料水以外の水の確保のため井戸水、湧水及びプールの水の状況把握に努め用途に応じて利用できるための指導を関係機関と協力して実施する。

※詳しくは、愛知県災害時における生活環境安全対策マニュアルを参考にする。

第10 災害要援護者対策

日常的に医療を必要とする人工透析患者、特定疾患患者、小児慢性特定疾患児、妊産婦等については、患者自ら災害に対してかかりつけの医療機関と相談する等の備えを行うとおもに、必要に応じて災害拠点病院及び2次救急病院等で対応する。

1 医療救護体制

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、災害拠点病院及び2次救急病院等は、日常的に医療を必要とする患者等に対する通常診療を継続する準備を行い、発災後は直ちに医療救護活動を実施する。
- (2) 日常的に医療を必要とする人工透析患者、特定疾患患者等の医療機関は、病診連携による 医療救護体制に関する計画をあらかじめ作成するものとする。
- (3) 産婦人科医療機関は、妊婦の緊急出産に備え、医療救護体制に関する計画をあらかじめ作成するものとする。
- 2 発災した場合の搬送の方法 地域防災計画(災害医療等の計画)に準じた搬送の方法とする。

第11 検視検案体制

遺体は、医療救護所など各市町において仮安置し、遺体の存在を所轄警察署に連絡した後、関係機関・団体等の協力を得て遺体安置所まで搬送を行う。

遺体の検視及び身上の調査等は「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」等に基づき警察が定めるところにより行うが、警察の要請に応じて愛知県及び医師会、歯科医師会が協力を行う。

第12 応援派遣体制

西三河南部東医療圏地域災害医療対策会議は圏域内の岡崎市、幸田町より報告を受け、圏域内の医療資源で災害に対応できないと判断した場合には、愛知県災害医療調整本部及び愛知県DMAT 調整本部に応援派遣を依頼する。

第13 災害対応マニュアル

別添のとおり